

火災損害届の基本的考え方

火災損害届により、り災状況の報告を求め提出していただくことによって、消防機関が発生した火災により焼失し確認することが出来ない部分についての損害状況を把握するため、り災者の方に自己のり災状況を書類により報告していただき、火災統計の参考とするものです。したがって、火災損害届は火災保険等の民事には一切関係のないものです。損害見積額の申告をそのまま火災統計の数値とするものではありませんが、申告と統計の価格格差を少なくするため、以下の解説を参考として下さい。

火災損害届の解説

1 火災損害届における不動産と動産の考え方

(1) 火災損害届の不動産とは

土地に定着している建物や容易に動かすことができない物置類、塀の類、庭木の類、物干し台等が不動産に該当します。

ア 不動産該当例

- 備え付けのシステムキッチン等は、不動産に該当します。
- 水道、ガス、電気設備等は、不動産に該当します。
- たたみ、障子等は、不動産に該当します。(障子に書いてある絵が美術品である場合は動産として取り扱って下さい。)

イ 提出書類

- 不動産の建物（屋根のある建物で高さがおおむね1．8 m、かつ、床面積が1．5 ㎡以上）に損害がある場合は「火災損害届（不動産・動産）」用の書類で提出して下さい。
- 不動産の建物であっても、建物外に取り付けられた物件（看板、ネオン塔、物干し、電算電力計等、電柱、塔等）が単独で焼損した場合は「火災損害届（車両・船舶・林野・その他）」用書類の、その他欄に記入して提出して下さい。
- 立木類は不動産に該当しますが、「火災損害届（車両・船舶・林野・その他）」用書類の（林野の立木類は林野）、（庭木等はその他）欄に記入して提出して下さい。

(2) 火災損害届の動産とは

基本的に不動産以外のものが動産に該当します。

ア 動産該当例

- 建物内の衣類、什器類、家具類、書籍類等は動産に該当します。
- 容易に移動可能な農業用ビニールハウス、農機具類等は動産に該当します。
- 自動車、船舶、航空機類は動産に該当します。

イ 提出書類

- 建物火災において、不動産、動産共に損害があった場合は「火災損害届（不動産・動産）」用の書類で提出して下さい。なお、動産が複数ある場合は、り災物件明細書に、建物内と建物以外の物件を分けて記入し、その合計を動産欄に記入して下さい。
- 建物火災において、建物内の動産（動産の所有者）のみ損害があった場合は「火災損害届（動産）」用の書類で提出して下さい。なお、動産が複数ある場合は、り災物件明細書に内訳を記入し、動産欄に記入して下さい。
- 建物内以外の場所にある動産にのみ損害があった場合は「火災損害届（車両・船舶・林野・その他）」用書類の、その他欄に記入して提出して下さい。
- 自動車、船舶、航空機類に損害があった場合は、「火災損害届（車両・船舶・林野・その他）」用書類の該当欄に焼損した車両台数・船舶数ごとに記入して提出して下さい。

(3) 動産に該当する特殊な損害例

持ち歩いていたソフトウェアを記録したマスターテープ等が火災により、他にコピー等がないために再生不能となった場合については、当該ソフトの開発費にテープ等の資材費の価格を加算した原価を「火災損害届（車両・船舶・林野・その他）」用書類の、その他欄に記入して提出して下さい。

動産損害見積額の算定について

火災損害の損害見積額は、損害保険等で加入している損害に対する再取得価格額とは異なり、あくまで時価を申告していただくものです。時価は社会通念上評価される妥当な金額を申告者が計算して下さい。なお、時価の計算方法として、消耗品等は減価償却の方法により、経過年数に応じて減価を

控除した残存価格（経過残存率）によるものと、絵画・クラシックカー等のいわゆる、通り相場によるものがあります。

①表 主に住居内にある消耗品(器具及び備品)の耐用年数表

品 名	耐用年数
○ 陶磁器製又はガラス製の食事又は厨房用品(茶碗・湯飲み等) ○ パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2 年
○ カーテン、座布団、寝具、丹前、その他これらに類する繊維製品(衣類を含む) ○ じゅうたんその他の床用敷物 ○ スポーツ用具	3 年
○ 児童用机及び椅子 ○ ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 ○ カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 ○ 手提げ金庫 ○ 碁、将棋、麻雀その他の遊具類 ○ 焼却炉(金属製以外)	5 年
○ 冷房用又は暖房用機器 ○ 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ○ 一般家庭用の電子計算機及びパソコン	6 年
○ 応接セット、ベット、その他これらに類する家具 ○ 金属製以外の室内装飾品 ○ 金属製及び陶器製以外の食事又は厨房用品	8 年
○ 時計	10 年
○ 主として金属製の食事又は厨房用品	15 年
○ 金庫(手さげ金庫以外)	20 年

②表 主に事務所・工場・店舗にある消耗品(器具及び備品)の耐用年数表

品 名	耐用年数
○ 陶磁器製又はガラス製の食事又は厨房用品(茶碗・湯飲み等) ○ 光学機器及び写真製作機器のオペラグラス ○ マネキン人形 ○ パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 ○ 衣装、かつら、小道具及び大道具 ○ 貸付業務用の植物 ○ 販売用の魚類 ○ 映画フィルム、磁気テープ及びレコード ○ シート及びロープ	2 年
○ カーテン、座布団、寝具、丹前、その他これらに類する繊維製品 ○ じゅうたんその他の床用敷物 ○ 接客業用、レコート吹込用又は劇場用のもの ○ 孔版印刷又は印刷業務用事務機器 ○ 看板、ネオンサイン及び気球 ○ 金属製のドラム缶類 ○ 陶磁器製又はガラス製の医療機器 ○ 劇場用観客椅子 ○ 漁具	3 年
○ 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く) ○ 医療機器で、移動式のもの、救急医療用のものの及び自動血液分析器 ○ 消毒殺菌用機器 ○ 販売用の鳥類 ○ 事務用電子計算機及びパソコン	4 年
○ 接客業務用応接セット、家具(主として金属製のものを除く) ○ 陶磁器、金属製以外の食事又は厨房用品 ○ 複写機、電子計算機以外の計算機、金銭登録機、タイムレコーダー、ファクシミリ、その他これらに類する事務機器及び通信機器 ○ 度量衡器、試験又は測定機器 ○ てさげ金庫 ○ 理容又は美容機器 ○ 医療手術機器 ○ 葬儀用具 ○ 楽器 ○ 自動販売機 ○ どん帳及び幕 ○ 焼却炉	5 年
○ 冷凍庫付陳列棚及び陳列ケース ○ 電気冷蔵庫、電気洗濯機、その他これらに類する電気又はガス機器 ○ インターホーン及び放送用設備、○ 溶接製のポンペ ○ 調剤機器(医療用) ○ ハーバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6 年
○ 大型コンテナ（長さ6m以上のものに限る） ○ 歯科診療用ユニット	7 年
○ 接客業務用以外の応接セット、家具(金属製以外) ○ 室内装飾品(金属製以外) ○ 写真製作用引伸機、焼付器、乾燥機、顕微鏡その他の機器、○ 塩素用ポンペ ○ 医療用光学検査機器 ○ 娯楽用たまつき用具 ○ 魚類、鳥類以外の販売用動物	8 年
○ 電話設備その他の通信機器 ○ 時計 ○ 主として金属製の看板及び広告器具 ○ 溶接・鋳造・塩素用以外のポンペ ○ 主として金属製の娯楽器具及び用具 ○ その他これらに類する金属製のもの	10 年
○ 主として金属製の家具類(事務机・事務椅子・キャビネット等) ○ 主として金属製の室内装飾品 ○ 主として金属製の食事又は厨房用品 ○ 販売用の植物	15 年
○ 金庫(手さげ金庫以外)	20 年